

令和3年4月30日

生徒並びに保護者の皆さま

県立西宮今津高等学校長
松本 敏尚

緊急事態措置を実施すべき区域での県の対処方針（主に部活動）の修正について

このことについて、県教育委員会から4月28日に通知がありました。
ついては、部活動等における本校の対応を、下記のとおりとします。
また、最近は特に家庭内での感染が5割を超えていることを踏まえ、家庭内での感染防止についても十分ご留意いただきますよう保護者の皆さまには、御理解、御協力をお願いいたします。

記

● 部活動の対応【令和3年5月11日（火）までの期間】

（1）原則休止とします。

（2）ただし、高体連記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。

（3）大会等参加に伴う練習は、大会初日の3週間前からとします。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとします。

- ・活動場所は、自校及びその周辺のみとします
（活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなします）
- ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を認めます
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません

4月26日にお配りした [高校生・保護者の皆さんへ](#) を再度ご確認ください。

毎日の登校前の健康観察の徹底をお願いします。生徒及び同居家族等の感染が疑われる場合は学校に連絡の上、自宅待機をしてください。また、生徒に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するようご家庭でのご指導をお願いします。

※お子様が心理的ストレスを強く感じる場合には担任にご相談ください。
（キャンパスカウンセラーによるカウンセリングを受けることができます）